



公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和 7 年度第 5 回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和 7 年 7 月 9 日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長田 淳

理事総数 7 名

監事総数 2 名

(理事会の決議の目的である事項)

第 1 号議案 令和 7 年度第 3 回評議員会の招集について

令和 7 年 7 月 7 日、代表理事(会長)長田 淳が、理事の全員及び監事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について、案を送付し、当該事項につき令和 7 年 7 月 9 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 197 条により準用された同法第 96 条(定款第 34 条第 2 項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事は、この議事録が正確であることを証するため次に記名押印する。

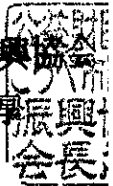
令和 7 年 7 月 9 日

代表理事(会長) 長 田



令和 7 年度第5回理事会 議 案 書

本書は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
会長 長 田 淳


公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

第1号議案

令和7年度第3回評議員会の招集について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第194条第1項及び「定款」第19条第4項の規定に基づき、決議の省略の方法により評議員会を招集する。

【評議員会議案】

- (1) 定款の変更について
- (2) 役員等の報酬及び費用に関する規程の変更について

報告事項

令和7年度第2回評議員選定委員会決議事項について

令和7年6月26日、委員長である幸寺覚が、評議員選定委員の全員に対して、下記評議員選定委員会の決議の目的である事項について案を送付し、当該事項につき令和7年6月30日までに委員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「定款」第11条ならびに「評議員選定委員会規程」第10条の規定に基づく評議員選定委員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員選定委員会の決議があったものとみなされた。

第1号議案 評議員の選任について（小原 一徳 候補）

第2号議案 評議員の選任について（坂井 寛明 候補）

【選任された評議員】

氏 名	現 職 名	備考	任 期
小原 一徳	神戸市社会福祉協議会 理事長	新任	令和7年 7月1日から 令和11年度 定時評議員会 終結の時まで
坂井 寛明	神戸労働者福祉協議会 事務局長	新任	

【 参 考 】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（理事会の決議の省略）

第96条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（評議員会の決議の省略）

第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会定款

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

